

イ、この機関は事業者及従業員の意思疏通を圖るの
材ならず、この機関を通じて産業の發展、従業員
の福祉を廣くすべき各種の施設を行ふこと。(例へ
ば待遇改善、能率増進、保健衛生、福利共濟、教
育修養、慰安娛樂等)

ロ、既存の機関例へば健康保険組合、共濟會、安全
委員會、工場委員會等を有する事業場に於ては、
此等の機関を利用し、漸次完璧を期すること。

ハ、新機関の委員の構成、事業の内容、権限等に就
ては産業の種類、地方的事情、規模の大小等に依
り一律に論じ難いから、個々の場合に應じて適宜
の方法を講ずること。

(二) 文部當局と協力し、学校教育の中に、本精神の普
及を圖る方法を講ずること。

イ、小學校、中學校の教科書に「産業と國家」及「
勤勞と國家」の如き章を設け、若き時代から産業
報國、勤勞報國の精神を涵養すること。

ロ、大學、専門學校の講座に「産業概論」、「勞務管
理」、「厚生政策」の如き科目を設けてこの精神を
普及すること。殊に技術系統の學校に於て斯かる
方面の教育を施すことは各方面からの要望である。
ハ、會社工場等の勞務方面に就職希望の學校卒業生
に對しては、適當なる機関に依つて一定の期間産
業勞働に関する教育を施し、産業經營の指導精神